

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第五章 保安庁法の成立と保安隊・警備隊の発足

前章でみた自衛力漸増計画は、陸上および海上の武力をそれぞれ保安隊、警備隊とする保安庁法の成立によってその飛躍の第一歩をふみ出した。

保安庁法の成立

政府は保安庁法案を第一三国会に提出したがその提案理由は次のとおりであった(六月二日参議院内閣・地方行政連合委員会における大橋国務大臣の説明)

平和条約の効力が発生した今日、我が国の自主自立態勢に即応して、現在の国力にふさわしい簡素且つ能率的で、民主主義の原則に立脚する行政機構を樹立するため行政機構の改革を実施することと相成りましたので、その基本的構想に基きまして、現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接な関係のある海上保安庁の機構で水路燈台等運輸省に属させる部分を除いたものとを統合して、これが一体的運営を図り、以て今後いよいよ重要性を加えられことが予想される治安の確保に万全を期することといたさんがために、新たに保安庁を設置することとした次第であります。

次に、保安庁法案の要点についてその概略を申述べます。

保安庁は、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、併せて海上における警備救難の事務を行うことを任務とするものであります。このうち海上における警備救難の事務を行うのは、保安庁に置かれる海上公安局でありまして、これは、従前の海上保安庁の警備救難部を中心として設置されるもので、常時海上において、その任務を行うこととなるのであります。

これについては、その任務、組織、権限等から考えまして、別に海上公安局法を以て、これらの事項を規定することを適当と認め、本法案と併せて海上公安局法案を提出いたして御審議を願うことにいたしております。

保安庁が管理し、運営するところの我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊は、主として陸上において行動することを任務とする保安隊の部隊及び主として海上において行動することを任務とする警備隊の部隊であります。

本法案におきましては、保安隊は従前の警察予備隊の、警備隊は従前の海上警備隊の任務を引き継ぐものとしたしまして、その任務、目的等につきまして規定するほか、今日までの経験等に鑑みて、これらの任務、目的の遂行上その規定の十分でなかったと思われる点を整備し、且つ明確にしてその本来の任務を一層能率的に達成できるよう

必要な措置を講じますと共に、保安隊及び警備隊の管理、運営等について、民主主義の原則に基き、政治が完全に手配し得るよう、部局の組織、権限等について必要な規定を設け、又内閣総理大臣が保安隊又は警備隊の出動を命じたときは国会の承認を求めるとする等、特に意を用いております。その他保安庁職員の身分取扱等についても、以上の趣旨に従って、保安庁の任務の特殊性を勘案の上、職員がよくその職務を遂行できるよう必要な規定を設けた次第であります。

本法案は、他の行政機構の改革と同時に、来る七月一日から施行することといたしております。但し、警察予備隊については、現在の隊員の大多数の任用期間が、本年の十月十四日までに満了いたしますので、それまでの間は、警察予備隊を存続せしめることとして、この法律の適用との関係において必要な調整規定を設けております。

保安庁法の成立により、保安庁は八月一日設置され、一一万名の保安隊と七五九〇名の警備隊が発足、保安隊についてはとくに北方を重視して札幌に総監部をおく北部方面隊が創設された。

## 保安隊は国軍建設の土台

保安庁の発足にさいし、吉田首相は八月四日初代長官として訓示をおこなったが、その中で「警察予備隊を保安隊に編成替えした目的は新国軍の建設である。保安隊は国軍建設の土台となる任務をもっている」とのべた。

## 保安隊の出動に関する訓令

保安庁では一〇月一五日、「保安隊の出動に関する訓令」を各部隊に通達、即日実施したが、その内容は次のとおりである。

(出動要請を受領した場合の措置)(1)駐在地部隊長が部隊の出動要請の手続きを経て、都道府県知事から出動要請を受領した場合は、速やかに指揮系統を通じて長官に報告するとともに、事態の状況、警察の活動状況その他出動の可否を判断するのに必要な情報を集め、意見を添え指揮系統を通じて長官に報告し、併せて統括系統の直属部隊長にも必要な事項を報告しなければならない。(2)この場合は出動要請を受領した駐在地部隊長を統括する方面総監と管区総監は統括系統を通じて長官に意見を具申しなければならぬ。

(正規の手続きによらない出動要請を受けた場合の措置)(1)駐在地部隊長が法令の定める手続きによらない出動の要請を受けた場合は要請者に対して所定の手続きにより要請するよう勧告するとともに急を要するものと認められる場合は、速やかに指揮系統にある管区総監に状況の報告をしなければならない。(2)また駐在地部隊長以外のものが、出動の要請を受けた場合は、要請者に対して、最寄りの駐在地部隊長に対し要請をするよう勧告するとともに、急を要すると認められる場合は、統括系統を通じて管区総監に状況を報告しなければならぬ。

(特に報告を必要とする事態)方面総監等はその警備担当地域内に発生した事態が次の場合にあてはまると認められる場合には、特に情報活動を活発にし、意見を付し統括系統を通じて逐一状況を長官に報告すること。

- 一、国警、自治警の警察力をもっては事態を收拾することのできぬとき。
- 一、国警、自治警の警察力をもっては事態を收拾することができないことが予め明らかな場合。
- 一、国警、自治警が適切な措置をとり得ないことが明らかな場合。

(警察側の意見聴取)前記の事態が発生した場合、方面総監等は保安隊出動の要否について速やかに次に掲げるものの意見を確かめ統括系等を通じてこれを長官に報告す

るこの場合に次に掲げるものが出勤を必要としない意見であっても、方面総監等はその後の事態の変化に応じて改めて意見を確かめ報告しなければならない。

一、警察法による国家非常事態が布告されている場合は、国警本部長官、または関係の管区本部長。

一、非常事態の布告がない場合には、国家公安委員会または関係の都道府県公安委員会あるいは六大都市の公安委員会。

(長官の出勤に関する命令)(1)長官が出勤に関する命令を発する場合は、「命令」出勤と「要請」出勤との区別、出勤部隊の任務出勤区域などを明らかにして、文書によりこれを行い、通常出勤する人員の概数または部隊数および所要の装備はあわせて指示する。(2)この命令および指示は、口頭また電信、電話により行うことができる。ただしこの場合は文書で速やかに追完する。

(出勤命令をうけた場合の措置)方面総監等が、出勤命令をうけた場合は、ただちに部隊を現場に派遣しなければならない。この場合方面総監等は、同時に事態の様相、出勤人員を増強する必要が起った場合の対策、出勤後の駐在地部隊の警備、出勤部隊の補給、通信連絡等諸般の状況を検討し、必要な措置をとらねばならない。

(出勤の周知措置)方面総監等が、出勤命令を受領した場合には保安隊に対し、出勤が命ぜられた旨および出勤地域その他必要と思われる事項を関係地域の国または地方公共団体の関係機関および住民に速やかに周知させねばならない。

(武器の携行および武器使用の心得)(1)出勤部隊は武器を携行するものとする。ただしバズーカ、迫撃砲等の携行は、長官の特命した場合に限り携行する。(2)武器の使用にあたっては、とくに法令を厳守し、法令に許された場合であっても、人または物に対する被害は最小限度にとどめて目的を達成するように努めなければならない。

(武器の使用)(1)武器は、出勤部隊の最高指揮官の命令により使用しなければならない。ただし最高指揮官の命令を待つことのできないことが明らかな急迫した事情にあるときは、事情の許す限り、統括系統にある上位の幹部指揮官の命令により使用することができる。(2)前項の規定にかかわらず、正当防衛、緊急避難に該当する場合は、個人の判断で武器を使用することができるが、この場合は、過剰防衛、過剰避難にならないよう、冷静沈着な判断に基きこれを使用しなければならない。

(出勤部隊の指揮命令)出勤部隊は部外のを指揮命令し、または部外のを指揮命令を受けて行動してはならない。

(出勤時の弘報活動)出勤時においては相手方の氣勢をくじき、民衆の不安を解消するため、適切な弘報宣伝活動を行う。

(警察による事態の処理が可能となった場合の措置)警察力による事態の処理が可能となり、出勤部隊の活動の必要がなくなったものと認められる場合には、出勤部隊の長は速かにその状況を統括系統を通じて長官に報告しなければならない。

(撤収要請を受領した場合の措置)駐屯地部隊長または出勤部隊の長が、都道府県知事の撤収要請を受領した場合は、意見を添え、速やかに統括系統を通じて長官にその旨を報告しなければならない。

(その他の事項)この訓令に定めるもののほか、出勤部隊の活動につき必要な事項は、

## 船舶貸与協定の調印

政府は一一月一二日「日米船舶貸与協定」に調印、第一五国会でその承認を得たが、これにより一五〇〇トン級のフリゲート艦一八隻、四五〇トン級の上陸支援艇五〇隻を借り入れることになった。その要点は次のとおりである。

(1)貸与期間は協定の効力発生の時から五年とし、日本の要求があれば、さらに五年延長される。

(2)貸与は無償とする。

(3)艦艇に損害を生じた場合の補償、その支払条件は双方の協議によってきめる。

## 憲法改正問題

一方では、以上でみたとおり、自衛力漸増という形で再軍備が進展し、他方では防衛生産という形で軍需生産体制が着々整備されていくなかで、本年度は憲法改正問題が大きくなった。政府はしばしば憲法改正はしないと言明したが、公然たる再軍備を主張する側では憲法改正を強く要望しはじめ、また、憲法改正のための国民投票法の準備がはじまるなどしたが、一二月一日吉田首相は衆議院予算委員会で星島議員の質問に答え、次のように述べた。

今のお話の憲法改正云々であります。一国の独立はその国の国力によって守ることは当然であります。当然であります。敗戦後の日本として、国力の充実せざる日本としては、あるいは過去における蓄積をすべて失った日本としては、ただちに陸海軍を持つとか、あるいは軍備を持つ、国力の回復せざる前になお軍備を先に考えるということは、これは私はよろしくないと思うのであります。ゆえに、安全保障条約で集団的に、あるいは日本に対して侵入をするという外敵が生じた場合には、一応集団的の防禦方法を考えて、そうして安全保障条約で守り、また内輪における平和秩序を破壊する者があれば、保安隊でもってこれに対応する、これ以外に日本の進むべき道はないと考えておりますので、従ってただちに軍隊を持つために憲法改正に着手すべしとか、あるいはまた国連に加入することは希望するところではありますが、その加入の条件として軍隊を持つという注文がつく場合には、このときには政府としてはあるいは加入までもできないと、拒否しなければならないような状態になるかもしれませんが、しかしまだ加入の条件については明らかにされておらないのでありまして、のみならず加入を許されておらないのでありますから、加入を予想してそうして軍隊を置くとかいうようなことは、これは考え方があまりに早く、早計に失することと考えます。ゆえに私は憲法を改正する用意なり、もしくは調査機関を持つということは、まだ早いのではないかと政府――私としては考えておるのであります。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---